相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市谷地頭町二八番地二、最後の住所北海道函館市富岡町一丁目五七番二七号　被相続人　亡　大山　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十二日

北海道函館市本町三番一二号カーニープレイス函館六階　和根崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　和根崎直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市稲穂二丁目三〇番地、最後の住所北海道小樽市稲穂二丁目三番七号　被相続人　亡　横山　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十二日

事務所北海道小樽市稲穂二丁目二二番一号小樽経済センタービル五階

相続財産管理人　弁護士　鹿角　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区字寺小路二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　雅広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十二日

岩手県奥州市水沢区大手町五丁目一五番地

相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県田村市船引町堀越字川畑八九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　収

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十二日

福島県郡山市麓山二丁目一番一二号

相続財産管理人　弁護士　髙野　正幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県高萩市大字上手綱一四五三番地、最後の住所茨城県高萩市大字下手綱一九五一番地の八松籟荘　被相続人　亡　作山　まさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十二日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡壬生町通町一三六六番地、最後の住所栃木県下都賀郡壬生町通町八番一八号　被相続人　亡　菊元　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十二日

栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬六五〇三番地、最後の住所埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬六五〇二番地一　被相続人　亡　柳　俊枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十二日

埼玉県秩父市道生町三番六号

相続財産管理人　弁護士　新井兄三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区栄町四六番地一、最後の住所東京都北区栄町四六番七号　被相続人　亡　吉川　貴友

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十二日

東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビル六階日本橋フォーラム綜合法律事務所　相続財産管理人弁護士　宗岡　慶太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区東矢口三丁目三八番地、最後の住所東京都大田区久が原二丁目一〇番七号フォーブル久が原B―二〇三　被相続人　亡　塚本　良明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十二日

東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　寺本　吉男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市若葉町二丁目三四番地三五、最後の住所東京都立川市若葉町二丁目三四番地の三五　被相続人　亡　菅原　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十二日

東京都立川市曙町一丁目二五番一二号オリンピック曙町ビル九階田村・佐藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田村　充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区笹塚一丁目八番地一、最後の住所東京都多摩市聖ヶ丘二丁目二二番地の四ゆいま～る聖ヶ丘A棟三〇七　被相続人　亡　宮本　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十二日

事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　哲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市石脇字山ノ神一一番地八五五、最後の住所横浜市南区新川町二丁目三番地一ラフィネステージ横浜南八〇一号　被相続人　亡　斉藤　達美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十二日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館九階

相続財産管理人　弁護士　織田　慎二

第46期決算公告

平成29年8月22日　東京都文京区本郷二丁目22番3号

松岡メディテック株式会社

代表取締役社長　松本　俊彦

貸借対照表の要旨　（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	316,737	流動負債	383,210
固定資産	160,937	（うち賞与引当金）	(3,630)
		株主資本	93,850
		資本金	14,000
		資本剰余金	133
		その他資本剰余金	133
		利益剰余金	79,717
		利益準備金	3,500
		その他利益剰余金	76,217
		（うち当期純利益）	(7,054)
		評価・換算差額等	613
		その他有価証券評価差額金	613
資産合計	477,674	負債・純資産合計	477,674